

道路交通法の一部を改正する法律案の概要

背景

意識障害を伴う発作を起こす持病を有する者による重大事故の発生

平成23年4月18日発生
鹿沼市におけるクレーン車による
登校中の児童6名死亡の交通事故

➡ 御遺族から、確実に不正取得が
出来ない運転免許交付制度の
構築についての要望

無免許運転による重大事故の発生

平成23年10月30日発生
名古屋市におけるブラジル人による
死亡ひき逃げ事件
平成24年4月23日発生
亀岡市における児童等多数死傷事故

➡ 御遺族から、無免許運転の厳罰化
及び無免許運転の教唆・幫助の厳罰化
についての要望

自転車の交通事故情勢

自転車の交通事故は、年間13万件以上発生
自転車対歩行者事故は10年前に比べて
約1.3倍に増加
交通事故に関与した
自転車運転者の5分の3以上に法令違反
運転者に体系的な交通安全教育等の機会がない

➡ 自転車の交通事故を防止するため、
自転車の交通ルールを徹底することが不可欠

概要

▶ 一定の病気等に係る運転者対策

【免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するための規定の整備】

免許を受けようとする者等に対する病気の症状に関する公安委員会の
質問制度及び虚偽記載に対する罰則整備
一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出制度
一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときの免許の
効力の暫定的停止制度

【一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された 場合等における当該免許の取消しを受けた者の免許再取得に関する 負担を軽減するための規定の整備】

一定の病気を理由に免許を取り消された場合等における
免許再取得時の試験の一部を免除
一定の病気を理由に免許を取り消された場合等に再取得した
免許のみなし継続

「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を呈する病気を
いう。

▶ 悪質・危険運転者対策

【無免許運転等関係】

無免許運転、その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則の引上げ
無免許運転幫助行為（自動車等の提供行為及び同乗行為）の禁止及び
罰則規定の整備

【取消処分者講習関係】

取消処分者講習の受講対象の拡大

▶ 自転車利用者対策

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する
規定の整備
自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等の規定の整備
自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

▶ その他

【環状交差点に関する規定の整備】

環状交差点の交通方法に関する規定の整備

【放置違反金の収納事務の委託】

放置違反金の収納事務の私人への委託

【環状交差点の例】

